

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 計画整備部 施設管理課(緑地管理)(06-6572-4050)
処分担当名	同上
処分の名称	監督処分
概要	海浜施設を利用する者が、条例第10条に定める項目のいずれかに該当する場合、市長から許可を取り消し、効力の停止、許可に付した条件の変更、行為の中止、施設からの退場、施設の原状回復その他必要な措置を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市海浜施設条例(昭和55年4月1日条例第27条)第10条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市海浜施設条例施行規則(昭和55年5月31日規則第58条)第7条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>◎次に掲げる行為の禁止各号のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設を損傷し、又は汚損すること (2) 市長が定める立入禁止区域に立ち入ること (3) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為をすること (4) 他人の迷惑となる行為をすること (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・竹木を伐採し、又は植物を採取すること ・土石、竹木等の物件を堆積すること ・土石の採取その他土地の形質を変更すること ・たき火をし、その他火気を用いる行為をすること ・市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること ・市長が指定した場所以外の場所で魚つりをすること ・前号の市長が指定した場所において投げづり又はまきえをすること ・その他市長が定める行為 <p>◎次に掲げる行為の制限各号について、許可を得ず行った場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 物品を販売し、又は頒布すること (2) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため、施設の全部又は一部を独占して利用すること (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること (4) ロケーションをすること (5) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの <p>◎許可に付した条件に違反している場合 許可を受けたものは、大阪市海浜施設条例・同施行規則に定める事項及び次の事項を遵守しなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市と十分な連絡をとり、係員の指示に従って実施すること (2) 施設の使用は、善良なる管理者の注意をもって行うこと (3) 施設を破損したときは、直ちに本市に届けるとともに、本市係員の指示を受け、許可を受けた者の負担において原状に復すること (4) 使用に際し、許可を受けた者が第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決すること <p>◎詐偽その他不正の手段により条例の規定による許可を受けた場合 条文どおり「偽りその他不正の手段」があった場合</p> <p>◎前4項に掲げるもののほか、施設の管理上やむを得ない事情が生じた場合 天災地変など安全かつ円滑な管理が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいと管理者が判断した場合</p> <p>◎上記各項に該当する者に対し、市長は次の処分をし、又は措置を命ずることができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この条例の規定による許可を取り消すこと (2) この条例の規定による許可の効力を停止すること (3) この条例の規定による許可の条件を変更すること (4) この条例の規定による行為の中止 (5) 施設からの退場 (6) 施設を原状に回復すること
ホームページ	
備考	